

令和3年さいたま市議会9月定例会提出議案一覧

合計40件（予算議案5件・決算議案4件・条例議案13件・一般議案10件・道路議案2件・人事議案6件）

≪予算議案≫

- 議案第104号 令和3年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第105号 令和3年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第106号 令和3年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第107号 令和3年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第108号 令和3年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）

≪決算議案≫

- 議案第109号 令和2年度さいたま市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第110号 令和2年度さいたま市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 議案第111号 令和2年度さいたま市病院事業会計決算の認定について
- 議案第112号 令和2年度さいたま市下水道事業会計決算の認定について

≪条例議案≫

- 議案第113号 さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
（所管課所・総務局総務部行政透明推進課）

デジタル庁設置法の制定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 個人情報の提供先の変更
 - ・ 情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されることに伴い、個人情報の訂正等を行った場合における提供先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改めるもの。
- 2 規定の整備
 - ・ 条例で引用している番号法の条項を整備するもの。

（施行期日） 公布の日

- 議案第114号 さいたま市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（所管課所・総務局人事部人事課）

職員のサービスの宣誓に際して提出する宣誓書への押印を不要とするため、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 宣誓書への押印の廃止
 - ・ 宣誓書への押印を廃止することに伴い、別記様式中の「㊟」を削るもの。
- 2 規定の整備
 - ・ サービスの宣誓に係る規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 1 5 号 さいたま市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

職員の修学部分休業制度を実施するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 修学部分休業の承認等

- (1) 修学部分休業の承認は、1 週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、当該職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとするもの。
- (2) 修学部分休業の対象となる教育施設は、大学等とするもの。
- (3) 修学部分休業の期間は、2年を超えない範囲内で任命権者が必要と認める期間とするもの。

2 修学部分休業をしている職員の給与の取扱い

- ・ 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、条例の規定により算出した額を減額して給与を支給することとするもの。

3 修学部分休業の承認の取消し

- ・ 修学部分休業の承認の取消事由は、修学部分休業をしている職員が、修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき、正当な理由なく当該課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき等とするもの。

4 さいたま市教員の修学部分休業に関する条例の廃止等

- (1) 教員の修学部分休業については、この条例の適用となるため、さいたま市教員の修学部分休業に関する条例を廃止するもの。
- (2) 廃止前のさいたま市教員の修学部分休業に関する条例の規定によりなされた承認その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすこととするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 1 6 号 さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

職員の自己啓発等休業制度を実施するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 自己啓発等休業の承認

- ・ 任命権者は、職員の申請に基づき、自己啓発等休業の承認をすることができることとするもの。

2 自己啓発等休業の期間

- ・ 自己啓発等休業の期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内において任命権者が必要と認める期間とするもの。

3 自己啓発等休業の対象となる教育施設

- ・ 自己啓発等休業の対象となる教育施設は、大学等とするもの。

4 自己啓発等休業の対象となる奉仕活動

- ・ 自己啓発等休業の対象となる奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動等とするもの。
- 5 自己啓発等休業の承認の申請
- ・ 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならないこととするもの。
- 6 自己啓発等休業の承認の取消事由
- ・ 自己啓発等休業の承認の取消事由は、自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している教育施設の課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと等とするもの。
- 7 さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の廃止等
- (1) 教員の自己啓発等休業については、この条例の適用となるため、さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例を廃止するもの。
- (2) 廃止前のさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の規定によりなされた承認その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすこととするもの。
- (施行期日) 公布の日

議案第 1 1 7 号 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

修学部分休業制度及び自己啓発等休業制度を実施するため、他の一般職の職員との均衡を考慮し、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 修学部分休業の承認を受けた職員の給与

- ・ 修学部分休業の承認を受けた技能職員について、当該休業により勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとするもの。

2 自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与

- ・ 自己啓発等休業の承認を受けた技能職員について、当該休業をしている期間は給与を支給しないこととするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 1 8 号 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民局区政推進部)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 個人番号カードの再交付手数料の廃止

- ・ 個人番号カードの再発行に係る手数料の徴収事務について、市は地方公共団体情報システム機構から委託を受けて行うことになるため、再交付手数料に係る規定を削るもの。

2 さいたま市住居表示に関する条例の一部改正

- ・ 条例で引用しているさいたま市戸籍等関係事務手数料条例の条項を整備するもの。
(施行期日) 公布の日

議案第 1 1 9 号 さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部保育課)

さいたま市立大砂土保育園の中規模修繕工事及びさいたま市立鈴谷東保育園の移転建替工事に伴い、それぞれ仮設園舎へ移転するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置の改正

- (1) さいたま市立大砂土保育園の位置について、「土呂町 1 丁目 5 1 番地 8」を「盆栽町 4 5 3 番地」に改めるもの。
- (2) さいたま市立鈴谷東保育園の位置について、「鈴谷 9 丁目 3 番 2 号」を「鈴谷 6 丁目 6 番 5 号」に改めるもの。

(施行期日) (1)については令和 3 年 1 2 月 2 0 日、(2)については同年 1 1 月 1 日

議案第 1 2 0 号 さいたま市営桜木駐車場用地活用事業者選定委員会条例の制定について

(所管課所・都市局都心整備部東日本交流拠点整備課)

さいたま市営桜木駐車場の用地の活用に係る事業者の選定に関し審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ さいたま市営桜木駐車場の用地の活用に係る事業者の選定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市営桜木駐車場用地活用事業者選定委員会を設置することとするもの。

2 所掌事務

- ・ 委員会は、事業者の選定基準の策定及び事業者の選定について、審議することとするもの。

3 組織

- (1) 委員会は、委員 6 人以内をもって組織することとするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱することとするもの。

4 任期

- ・ 委員の任期は、2 の規定による審議を終える日までの間とするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 2 1 号 さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業施行規程及びさいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所)

審議会の議事録への押印を不要とするため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 議事録への押印の廃止

- ・ 審議会の議事録の作成に関し、押印の廃止を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第122号 さいたま市移動等円滑化のために必要な道路の構造上の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局土木部道路環境課)

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 定義の見直し

- ・ 有効幅員の定義に関する規定に、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、旅客特定車両停留施設の通路等を加えるもの。

2 災害等の場合の適用除外に関する規定の新設

- ・ 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる旨を加えるもの。

3 有効幅員等に関する基準の改正

- ・ 有効幅員等に関する基準に、自転車歩行者専用道路等に関する規定を加えるもの。

4 旅客特定車両停留施設に関する規定の新設

- ・ 旅客特定車両停留施設の構造について、省令で定める基準と同様の基準を新たに定めるもの。

5 案内標識等に関する基準の改正

- ・ 案内標識等に関する基準に、旅客特定車両停留施設に関する規定を加えるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第123号 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・水道局業務部水道総務課)

修学部分休業制度及び自己啓発等休業制度を実施するため、他の一般職の職員との均衡を考慮し、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 修学部分休業の承認を受けた職員の給与

- ・ 修学部分休業の承認を受けた企業職員について、当該休業により勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとするもの。

2 自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与

- ・ 自己啓発等休業の承認を受けた企業職員について、当該休業をしている期間は給与を支給しないこととするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 2 4 号 さいたま市給水条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・水道局業務部営業課)

地方自治法等の一部改正に伴い、さいたま市給水条例ほか 2 条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 水道料金等の徴収方法の一部変更
 - ・ 指定代理納付者による納付方法に代えて、指定納付受託者による納付方法に改めるもの。
- 2 規定の整備
 - ・ 条例で引用している下水道法の条項を整備するもの。

(施行期日) 令和 4 年 1 月 4 日 (2 については、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日)

議案第 1 2 5 号 さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防企画課)

さいたま市中央消防署の移転に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置の改正
 - ・ さいたま市中央消防署の位置について、「下落合 5 丁目 7 番 1 8 号」から「下落合 4 丁目 1 3 番 1 0 号」に改めるもの。

(施行期日) 令和 3 年 1 2 月 1 日

《一般議案》

議案第 1 2 6 号 大宮区役所旧庁舎等解体工事請負契約について

(所管課所・市民局区政推進部)

(内容)

- 1 契約の目的
大宮区役所旧庁舎等解体工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
1 2 億 3 4 0 万円
- 4 契約の相手方
佐伯・ユージェイ・カタヤマ特定共同企業体

議案第 1 2 7 号 さいたま市クリーンセンター大崎基幹的設備改良工事請負契約について

(所管課所・環境局施設部環境施設管理課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市クリーンセンター大崎基幹的設備改良工事

- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
159億5,000万円
- 4 契約の相手方
川崎重工業株式会社

議案第128号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

（所管課所・消防局警防部警防課）

火災現場における消火活動に必要な消防ポンプ自動車を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
消防ポンプ自動車 2台
- 2 取得先
株式会社モリタ東京支店
- 3 取得額
8,624万円

議案第129号 財産の取得について（小型水槽付消防ポンプ自動車）

（所管課所・消防局警防部警防課）

火災現場における消火活動に必要な小型水槽付消防ポンプ自動車を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
小型水槽付消防ポンプ自動車 3台
- 2 取得先
株式会社モリタ東京支店
- 3 取得額
1億5,048万円

議案第130号 財産の取得について（救助工作車Ⅱ型）

（所管課所・消防局警防部警防課）

救助現場における救助活動に必要な救助工作車Ⅱ型を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
救助工作車Ⅱ型 1台
- 2 取得先
帝商株式会社埼玉営業所
- 3 取得額
1億5,829万円

議案第131号 財産の取得について（水難救助車）

（所管課所・消防局警防部警防課）

水難救助現場における水難救助活動に必要な水難救助車を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
水難救助車 1台
- 2 取得先
帝商株式会社埼玉営業所
- 3 取得額
1億2,980万円

議案第132号 財産の取得について（特殊災害対応自動車）

（所管課所・消防局警防部警防課）

特殊災害現場における検知及び分析活動に必要な特殊災害対応自動車を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
特殊災害対応自動車 1台
- 2 取得先
株式会社モリタ東京支店
- 3 取得額
2億2,605万円

議案第133号 財産の取得について（救急自動車）

（所管課所・消防局警防部警防課）

救急現場における救急活動に必要な救急自動車を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
救急自動車 6台
- 2 取得先
埼玉トヨタ自動車株式会社
- 3 取得額
2億1,615万円

議案第134号 損害賠償の額の決定について

（所管課所・保健福祉局市立病院病院経営部病院総務課）

さいたま市立病院において、左経尿道的尿管結石碎石術を施行した後、申立人の腎機能が低下したことにより生じた損害賠償請求に対し、損害賠償の額を定めることについて、議決を求めるもの。

（内容）

- ・ 損害賠償額
600万円

議案第135号 埼玉県都市競艇組合の規約の変更について

(所管課所・経済局商工観光部経済政策課)

埼玉県都市競艇組合に地方公営企業法の規定の全部を適用させるため、規約の変更協議をすることについて、議決を求めるもの。

《道路議案》

議案第136号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	0 路線
開 発	8 路線
合 計	8 路線

議案第137号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	0 路線
開 発	1 路線
合 計	1 路線

《人事議案》

議案第138号 人事委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人事委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
久田 富士子	再任

議案第139号 さいたま市議会資産等公開審査会委員の委嘱について

(所管課所・総務局総務部総務課)

さいたま市議会資産等公開審査会委員に委嘱するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
濱野 恵理子	再任

議案第140号 さいたま市議会資産等公開審査会委員の委嘱について

(所管課所・総務局総務部総務課)

さいたま市議会資産等公開審査会委員に委嘱するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
井口 亜香根	新任

議案第141号 さいたま市議会資産等公開審査会委員の委嘱について

(所管課所・総務局総務部総務課)

さいたま市議会資産等公開審査会委員に委嘱するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
菅野 宰子	新任

議案第142号 さいたま市議会資産等公開審査会委員の委嘱について

(所管課所・総務局総務部総務課)

さいたま市議会資産等公開審査会委員に委嘱するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
沼尻 隆一	新任

議案第143号 さいたま市議会資産等公開審査会委員の委嘱について

(所管課所・総務局総務部総務課)

さいたま市議会資産等公開審査会委員に委嘱するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
山内 まなみ	新任